

5 高在療第17号

令和5年4月19日

各医療従事者団体長 様
各市町村長 様

高知県健康政策部在宅療養推進課長
(公 印 省 略)

医療従事者レベルアップ事業のご案内について

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様もご承知のことと存じますが、今後、団塊の世代が特に医療・介護需要の高い後期高齢者となる2025年を見据えた際に、医療・介護サービスの需要がますます増大することが見込まれ、在宅医療の重要性及び必要性が高まってきております。

こうした状況への対応として、県においては、在宅療養における医療・介護の連携を推進するため、各医療従事者団体等（職能団体、多職種が参加する任意団体、市町村等）が開催する研修等に、講師を派遣する事業を実施しております。

講師派遣に要する経費等につきましては、別紙の「医療従事者レベルアップ事業実施要領」に基づきまして、県が負担しますので、会員等の資質向上や会員間の連携強化等にご活用をご検討ください。

また、講師や研修内容については、ご希望に応じて対応したいと考えていますので、事業を活用される場合は随時下記担当までご連絡ください。

記

1. 医療従事者レベルアップ事業実施要領 1部
2. 【Q&A】医療従事者レベルアップ事業について 1部
3. 医療従事者レベルアップ事業 過去の講演一覧（参考） 1部

※高知県在宅療養推進課のホームページでもご案内しています。

高知県HP>在宅療養推進課>講師等派遣事業

(URL) <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131401/2021051400012.html>

お問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県健康政策部在宅療養推進課 担当 小笠原、苫谷

E-mail:131401@ken.pref.kochi.lg.jp

電話：088-823-9104（直通）

医療従事者レベルアップ事業実施要領

第1 事業内容

在宅医療に関わる医療従事者団体等（以下、「団体」という。）が、会員等の資質向上と連携強化を図るために開催する研修に対し県から講師を派遣し、その費用を負担する。

第2 対象経費

県が負担する費用は、報償費（旅費相当額含）とする。

第3 報償費基準額

県が負担する報償費（旅費相当額含）は以下のとおりとする。

ただし、講師本人や団体との調整により、この金額以下とすることを妨げない。

対象者	基準額
県外講師	10万円
県内講師（医師）	3万円
県内講師（医師以外）	2万円

第4 事業の実施方法

- 1 別紙様式1により、団体から講師派遣を県に依頼。
- 2 県と団体で講師の人選等の調整。
- 3 県から講師に講演を依頼。
- 4 団体は、研修終了後15日以内に、実施報告書（別紙様式2）を提出する。
- 5 県から講師に報償費を支払う。

附 則

- 1 この実施要領は、平成26年5月13日から施行する。
- 2 この実施要領は、令和3年5月7日から施行する。
- 3 この実施要領は、令和5年4月7日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

高知県健康政策部
在宅療養推進課長 様

団体名
代表者名

講師派遣依頼書

下記のとおり在宅医療に関する講師の派遣を依頼します。

記

1 研修会等の概要

- (1) 日時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- (2) 場所
- (3) 目的・内容
- (4) 対象職種及び参加予定人数

連絡先 郵便番号：
住 所：
担当者名：
T E L：
F A X：
E-mail：

(様式 2)

令和 年 月 日

高知県健康政策部
在宅療養推進課長 様

団体名
代表者名

実施報告書

下記のとおり講師の派遣をうけた研修会等を実施したので報告します。

記

1 研修会等の概要

- (1) 日時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- (2) 場所
- (3) 目的・内容
- (4) 参加人数
- (5) 事業効果

※ その他参考になる資料がありましたら、添付してください。

連絡先 郵便番号:

住 所:

担当者名:

T E L:

F A X:

E-mail:

【Q&A】医療従事者レベルアップ事業について
(在宅医療に係る研修への講師派遣事業)

Q1.どのような研修が対象となるか。

A 在宅医療に関わる医療従事者団体等が、会員等の資質向上と連携強化を図るために開催する研修が対象となります。内容についてはご希望に応じて対応したいと考えていますので、ご相談ください。

Q2.オンラインで開催する研修は対象となるか。

A.対象となります。

(オンライン開催に必要な機器の準備等は主催者が行ってください。)

Q3.講師はどのように決定するのか。

A.県と主催者で講師の人選等の調整を行い、決定します。

講師として依頼したい方がいる場合は、事前にご連絡ください。

また、県が講師を探してご紹介することも可能です。

Q4.申し込みや開催の期限はあるか。

A.申し込み：随時、受付けています。

講師の候補がある場合は、開催時期の1ヶ月前までにご連絡ください。県が講師を紹介する場合は、調整に時間を要するため、開催時期の3ヶ月前を目処にご連絡ください。

開催時期：本事業は年度ごとの実施のため、3月末までに研修の開催及び実施報告書の提出を完了してください。

(参考)

医療従事者レベルアップ事業 過去の講演一覧

年度	講演	講師
R 1	人生の最終段階の意思決定支援Ⅰ ～当事者の意向を中心にした支援の実際～	県外講師
R 1	人生の最終段階の意思決定支援Ⅱ ～家族の合意形成を支援する～	県外講師
R 3	ACP（人生会議） エンドオブライフ・ケアの意思決定支援 *オンライン開催	県外講師
R 4	「食べられなくなったらどうしますか？ ー人工栄養で生きるということを考えるー」 *オンライン開催	県外講師
R 4	「東日本大震災における岩手県歯科衛生士会の取 り組みー平時からの備えの重要性についてー」	県外講師
R 4	「一人ひとりの心に寄り添う在宅医療 ～当たり前の幸せのために～」	県外講師